

柴田町告示第70号

柴田町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月26日

柴田町長 滝 口



柴田町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

柴田町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱（平成31年柴田町告示第44号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる隊員は、隊員としての委嘱期間（以下「委嘱期間」という。）が終了する日から起算して前2年以内又は委嘱期間の終了の日から<u>3年</u>以内に町内で起業又は事業承継する者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第5条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 経営改善に向けた専門人材の活用に必要な経費</u></p> <p><u>(7) 新商品開発、新技術導入等による付加価値向上に必要な経費</u></p> <p><u>(8) 従業員の育成・能力開発に必要な経費</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(補助金の額)</p> <p>第6条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の10分の10以内とし、1,000,000円を上限とする。</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる隊員は、隊員としての委嘱期間（以下「委嘱期間」という。）が終了する日から起算して前2年以内又は委嘱期間の終了の日から<u>1年</u>以内に町内で起業又は事業承継する者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第5条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>(補助金の額)</p> <p>第6条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の10分の10以内とし、1,000,000円を上限とする。<u>ただし、算定した額</u></p>

<p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の額は、2,000,000円を上限とする。</u></p> <p><u>(1) 起業の場合において、1人以上の新規雇用をしたとき</u></p> <p><u>(2) 事業承継の場合において、承継する事業に係る雇用の数を維持したとき</u></p> <p><u>3 前2項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p>	<p><u>に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</u></p> <p><u>2 (略)</u></p>
---	--

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。